

広島県教育委員会訓令第1号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する

訓令

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第七号まで及び別記様式第九号の様式中「**五**」を削る。

附 則

この教育委員会訓令は、令和七年四月一日から施行する。